



(仮称) 鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画整理事業に係る  
簡易的環境影響評価書に対する知事意見

(総括的事項)

- 1 簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、現地調査の結果に基づく環境影響評価と比較して予測の不確実性が大きいことに留意し、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。
- 2 当該事業実施区域周辺には複数の住居が存在しているため、各環境要素に係る規制基準値や指針値等を遵守し、環境保全措置を徹底するだけでなく、工事の計画や進捗状況を常に情報提供する等、地域住民とコミュニケーションを十分図り、事業を進めること。
- 3 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 4 措置報告書の作成までに、詳細な工事内容及び施設概要が明らかとなり、予測、評価及び環境保全措置に変更を生じる場合は、それら工事内容等を反映した措置報告書を作成すること。

(個別的事項)

1 騒音

工事実施時の資材運搬等の車両及び供用時の発生車両の走行に伴う騒音について、参考とした環境基準を超過する予測結果となっていることから、走行経路や走行時間の分散化等、環境保全措置を十分に検討し、さらなる低減に努めること。

2 水質、水生生物

- (1) 供用時における誘致企業からの排水の影響について、必要に応じて評価項目を追加するとともに、可能な限り定量的な予測を行ったうえで、環境保全措置を検討すること。
- (2) 大規模出水時に洪水等が発生しないよう、調整池の容量を十分確保するとともに、調整池の堆砂状況を定期的に確認し、必要に応じてしゅんせつを行う等、適切に管理すること。

3 地形・地質

切土・盛土の平面図及び断面図を措置報告書に示すとともに、盛土を伴う場合には、地盤及び盛土の安定性に留意し、事業を進めること。

#### **4 陸生動物、陸生植物**

- (1) 重要な種のうち、生息の可能性があるとした種については、必要に応じて現地調査を実施し、生息場所の把握に努めること。
- (2) 環境保全措置として緑地創出及び移植を実施する場合には、事後調査による効果検証を行い、必要に応じて環境保全措置の再検討を行うこと。

#### **5 景観**

誘致企業による施設の設置にあたり、柵等の構造物を設置する場合には、周辺の景観に配慮すること。